

## 講演抄録

ゆる  
赦しと祈り ～水俣病患者 緒方正実さんとの出会いから～

元RKK（熊本放送）報道部記者

牧口敏孝

私はRKK熊本放送を4年前に、定年退職をしました。RKKに37年間在職し、その中で通算23年間報道部に在籍し、水俣病事件取材してきました。定年退職後も水俣に通い、記録写真を撮り続けています。今日は、水俣病のことを伝える機会をいただいたことに感謝いたします。異文化経営学会の研究テーマの一つが、対立の文化をどう乗り越えるかという事だと伺いました。水俣病の歴史は対立の歴史です。少しでも参考になれば幸いです。まず、その対立の歴史について要点を絞ってご説明いたします。

1956年、水俣病が公式に確認されました。それから3年後の1959年、水俣病患者と原因企業チッソとの間で、見舞金契約が結ばれます。補償契約ではありません。見舞金です。死者30万円など当時の賃金水準と比べても極端に低い金額でした。孤立無援の弱い立場の患者達は、「将来、原因が工場排水と決定しても新たな補償要求は一切しない」という条項まで飲まされました。見舞金契約から10年後の1969年、押さえつけられていた患者が裁判を起こしました。水俣病一次訴訟です。判決が4年後の1973年です。患者が全面勝訴しました。見舞金契約は公序良俗に違反するとして無効とされました。原因企業チッソが控訴せず、患者が全面勝訴した判決が確定しました。この判決を基に、患者とチッソとの間で補償協定が結ばれました。患者1人当たり1,600万円から1,800万円の賠償金の他、年金などが支払われることになりました。

一次訴訟の後、水俣病認定申請者が急増しました。すると、認定される人よりも棄却される人が多くなっていきました。棄却された人や認定申請を保留となって結論が出ないままの人達が裁判を起こしました。これが二次訴訟、三次訴訟です。水俣から関西や東京に移り住んだ人も原告に加わり、原告数は2,000人となりました。1995年、裁判所から和解勧告が出たことなどから、最初の政治決着が行われました。村山内閣の時です。およそ一万人の人に、一時金260万円と医療費の個人負担がない手帳（医療手帳）が交付されました。これで水俣病問題は終わったとされていましたが、ただ一つ和解を拒否して最高裁まで争った裁判がありました。水俣病関西訴訟です。

2004年、関西訴訟の最高裁判決が出されました。感覚障害だけでも水俣病の被害を認めただけで

なく、水俣病の被害が拡大したことには、国と熊本県にも責任があるという判決を言い渡しました。この意味は、国と熊本県の行政側が、チツソと同じ加害者になったということです。これで、水俣病の終息の流れが一気に変わりました。再び、認定申請者が急増しました。そして、新たな国賠訴訟も起こされました。最初の政治決着は、患者の方が和解を求めました。今度は、行政側の熊本県が、もう一度政治決着をしてほしいと国に要望しました。これが第二の政治決着です。今度は和解ではなく、特別措置法を作って全面解決を再び図ろうとしました。特別措置法は議員立法です。

2009年、特別措置法が成立。民主党政権が誕生した解散総選挙の直前の国会で成立しました。救済の対象者には、一時金210万円と被害者手帳が交付されることになりました。2012年7月末、申請の受け付けは締め切られました。申請者数は、熊本県と鹿児島県で合わせて6万3,000人でした。その内何人が救済対象者になったのかは公表されていません。現在救済の対象者と認められなかった人達が、新たな国賠訴訟を起こしています。現在も水俣病問題は、全面解決していません。国と被害者との対立の構造は残ったままです。

対立の構造が残っている原因は、二つあります。一つ目は被害の全貌がわからないままになっているということです。熊本県は、第二の政治決着を要望するとともに、不知火海沿岸の住民健康調査などの被害の実態調査をするよう国に要望しました。しかし、国は行おうとしません。二つ目は、水俣病の認定基準が狭いままになっていることです。つまり実態に合っていないという事です。水俣病の被害の実態調査がなされていない為です。

さて、このような対立構造の中で、対立を少しでも解消しようとしている水俣病患者の人がいます。緒方正実さんです。57歳です。水俣病資料館の語り部の会の会長をしています。去年、熊本で開催された水銀条約外交会議の開会式で、世界の人達に「水俣病は終わっていない」と講話をしました。又、「全国豊かな海づくり大会」で、天皇、皇后両陛下にも「水俣病は終わっていない」と伝えた人です。テレビニュースや新聞などで報道されましたので、ご存じの方もおられると思います。

緒方さんの闘いの経過です。最初の政治決着で、救済の対象者にはなりません。水俣病とは全く関係ないという扱いを熊本県から受けました。ところが、緒方さんには、2歳の時の毛髪水銀値が226ppmという検査結果を示した資料がありました。熊本県が行った検査です。226ppmは、一般の人のおよそ100倍の数値です。どうしても納得がいかない緒方さんは、1997年、初めて認定申請をします。以来4回認定申請をしましたが、いずれも棄却されました。しかし2006年、国の行政不服審査会への申し立てが認められて逆転裁決が出ました。これを受けて翌年2007年、水俣病患

者に認定されました。10年間、熊本県と闘いました。10年間の緒方さんの闘いの中で、何故水俣病問題が解決されないのか、その原因の一つが、行政側に水俣病患者を見下す心があることを指摘しました。

緒方正実さんは、水俣病かどうかを審査する認定審査会の資料で、疫学調査書の家族の職業欄にブラブラという記載がなされていることや、国の不服審査会に提出された熊本県の書類の中で、水俣病ではないと棄却した理由書の中に「人格」という表現があったことから、行政側に「見下しの心」があるのではないかと指摘しました。

ブラブラ問題と人格問題の時の熊本県の組織のトップは、潮谷知事です。ブラブラ問題は2000年、人格問題は2006年です。組織のトップの潮谷知事が、二つの問題にどう対応したかをご紹介します。まず、ブラブラ問題です。

2000年7月18日、緒方さんが支援していた別の認定申請者の行政不服審査で、その人の家族の職業欄にブラブラと記載があるのを見つけ、緒方さんが担当課長に抗議しました。当初課長は、申請者が話した通り記入したものと反論しました。そこで緒方さんは、自分の書類はどうなっているのか確認しました。緒方さんは、熊本県に手渡した書類のコピーを保存していました。コピーと比較すると、提出書類には手書きで無職と書いているのに、認定審査会の資料にはブラブラと書き直されていることを確認しました。そこで翌日の7月19日、再度課長に抗議しました。課長は調査を約束しました。熊本県の調査で、30年ほど前から恒常的に行われていたことが判明しました。患者団体などが熊本県に抗議する事態になりました。

潮谷知事は、熊本県職員の中に、このような差別体質があったことに大変ショックだったのではないかと推察しています。書類上の記載の誤りではなく、人権問題と捉えたからです。2000年8月3日、まず担当部長が、緒方さんに直接謝罪しました。その時、担当部長は何と言って謝罪したのかと言いますと「事務的ミスで、緒方さんにご迷惑をおかけいたしました」でした。形だけの謝罪でした。緒方さんは怒りました。逆に「納得できない。知事が謝罪に来ないと許さない」と言って、潮谷知事への面会を要望しました。この要望から4日後の8月7日、潮谷知事は、まず電話で謝罪しました。そして、緒方さんとの日程を調整して8月15日、面会して謝罪しています。組織のトップの謝罪について、総務省から出向していた当時の副知事は反対でした。又、一部の県議会議員からは、知事が謝罪する必要はなかったと批判されました。

組織のトップの直接の謝罪を受けて、緒方さんは、潮谷知事へ手紙を書いています。その一部を紹介いたします。

「潮谷知事が私に対して過ちを認め、謝罪して下さったことは当然な事とは言え、まずは、潮谷知事の決断と実行を高く評価しています。同時に私自身、潮谷知事に救われたという事が、正直な現在の気持ちです<sup>1</sup>」

問題発生から1か月以内で解決しています。組織のトップの素早い対応が、いかに大事かという事がわかります。

次は人格問題です。前回の「ブラブラ問題」の後、熊本県は水俣病の偏見差別について職員の勉強会を重ねていました。しかし、6年後再び、緒方さんのことで偏見差別問題が明らかになりました。8月1日、緒方さんが、自分の行政不服審査で、熊本県が提出した棄却理由書の中に記載された「人格」について、熊本県の担当課に文書で「人格」の意味を問いました。この時の、熊本県の担当課長の対応は早いものでした。緒方さんの指摘でハッと気が付いたのだと思います。すぐに電話して、直接会ってお詫びしたいと伝えました。そして、14日に手紙で謝罪、19日には水俣に行って直接謝罪しています。この謝罪に行く担当課長に対して、潮谷知事は、職を賭してお詫びしてきなさいと言っています。では、組織のトップの潮谷知事は、どうしたかと言いますと、29日にたった一人で緒方さんを訪ね、直接謝罪しました。

潮谷知事の謝罪を受けて、緒方さんが書いた文章を抜粋して紹介します。

「知事は一人で電車に乗って水俣に来られた。知事とお会いするのは、ブラブラ記載問題で私に直接謝罪されて以来、ちょうど5年ぶりである。知事との話し合いは2時間に及んだ。知事は人格記載問題について『あってはならない事で、熊本県行政としては本当に申し訳ございませんという気持ちでいっぱいです』と繰り返し謝罪した。……話し合いをした2時間、知事の誠意ある対応は演技でなく、一人の人間として率直な言葉であったことは間違いないと思う。今まで知らなかった知事の水俣病に対する考えを聞き、私が想像していた通りの人であったという意味でほっとした<sup>2</sup>」

今回の人格問題でも、問題が表面化してから解決まで1か月以内です。やはりトップの決断がいかに大切かがわかる事例ではないかと思えます。

ところで、人格記載の問題の個所は、実は大変気が付きにくいものでした。こんな風に書かれていました。

「そもそも、視野は、検査方法や被検者の環境、人格等機能的要因によって影響を受けやすく、機能的障害による視野の変動は、比較的頻繁に起こりうる」と書かれていました。

私は、緒方さんから、事前に気になるところがあると書類を見せてもらいましたが、2回読んでも全く気が付きませんでした。何か、むずかしい表現をしているなあ、わかりにくいなあと感じただけでした。緒方さんが言う気になるところとは、どこなんだろうかと考えていましたら、緒方さんが言いました。

「視野狭窄の検査で、検査方法によって見えなかったり、見えたりするのは、人格が影響しているという表現になっています。この人格という表現は、うそをついているというように受け取れる。これは、人権侵害であるし、見下している表現である」と。

この時私は、正直に言いまして、ハッといたしました。その通りだと思いました。人間の心の奥に潜む、隠された見下しの心を、鋭く見抜いていました。そのことに全く気付かず、わからなかったことを恥ずかしく思いました。私にとっては大変ショックでした。これまで、ハンセン病問題などでも、見下しや偏見差別はいけないという原稿を何度も書いていました。しかし、わかったふりをしていただけであったことが、突きつけられた瞬間でした。

実は、熊本県側も、緒方さんから指摘されるまで、見下しの表現になることに気が付いていませんでした。この「人格」という言葉の使い方は、実は、水俣病関西訴訟の熊本県側の準備書面の中で、かつて使われていた表現でした。関西訴訟は、最高裁判決で、国と熊本県の行政責任を引き出した訴訟です。原告は、水俣から関西に移り住んだ被害者の人達です。その関西訴訟の準備書面中の表現を、熊本県の担当者は、不服審査会で、緒方さんを棄却した理由に引用したのでした。熊本県の中にある水俣病に対する見下しが、ブラブラの記載と同じように、こんな形で蓄積されていたことがわかります。熊本県の担当課も、改めて気付かされショックを受けていました。熊本県の職員の人以上に、私は、緒方さんから事前に書類を見せてもらいながらわからなかったことにショックを受けました。

ところで、緒方さんは、水俣病の全面解決のためには、国や熊本県の行政関係者だけでなく、国民みんなが「祈り」の気持ちを持つことが必要だとして、多くの人にこけしを作って手渡ししています。緒方さんの手作りのこけしは、水俣市の水俣病資料館にも展示されています。祈りの思いを託した「こけし」というのは、本当に不思議なのです。

水俣病患者と認定された後、緒方さんは、原因企業のチッソと補償協定を結びました。その原因企業チッソの後藤会長に、こけしを手渡したいと緒方さんは申し入れました。これに対し、チッソ

の窓口である総務部長は、「断る理由がない」と緒方さんに話しています。断れないと相手方に思わせるのです。同じように、断る理由がないという言葉も、私も別のケースで直接聞いています。私の場合は、環境省の水俣病担当の課長から聞きました。

小池環境大臣の時の水俣病公式確認50年の節目の年に、緒方さんは、水俣病犠牲者慰霊式に出席した環境大臣に、手作りのこけしを手渡したいと、初めて環境省に申し入れをしました。慰霊式の2日か3日前だったと思います。直前の申し入れですので、通常であれば、大臣の警備ができなくなるなどの理由から断られるのではないかと予想していました。私は、慰霊式前日に水俣市の湯の尻にある旅館に宿泊しました。

当日の5月1日の朝食の時、環境省の水俣病担当課長を見つけました。同じ旅館に泊まっていたのでした。偶然でした。その課長に聞きました。「緒方正実さんがこけしを手渡したいという件はどうなりますか」。すると、環境省の課長は「手渡せるようにしたいと考えています。断る理由がありません」と答えました。大変不思議な答えでした。断る理由がありませんと言うのです。私は、こけしの不思議さを感じました。通常なら断ってもおかしくないのに、断ることができないのです。つまり、こけしが間に入ることによって、壁が取り払われてしまうのです。壁がなくなってしまうのです。課長の「断る理由がない」という話を聞いて、私は、こけしが環境大臣に手渡されることを確信しました。緒方正実さんの思いが届くのではないかと自分自身がドキドキしながら、間近で取材することができました。

緒方さんは、これまでに、環境大臣だけでなく、総理大臣であった鳩山由紀夫さんなどの国会議員、環境省の事務次官など多くの国の関係者にも手渡しています。しかし、総理大臣や環境大臣などは、本当によくころころ変わります。なかなか、国の関係者に「祈りの気持ち」が定着することはありません。

次に緒方正実さんが、水俣病患者と認定された後のことについてお話いたします。

2007年、緒方さんは、認定通知書を熊本県の担当部長から直接手渡されました。熊本県が誤りを認め、正式に訂正した文書を受け取った後、緒方さんは「赦す」という言葉を初めて述べました。正確な発言は「今日をきっかけに赦すはじまりとしたい」という言葉でした。緒方さんはさらに、努力してくれた行政の職員に感謝するということも述べていました。私は、「赦す」「感謝する」という緒方さんの言葉を違和感なく聞いていました。何故なら、私は熊本県の苦悩と努力を、取材を通して知っていたからでした。緒方さんはその後、国（環境省）、チッソについても「赦すきっかけに

したい」と述べています。この緒方さんの一連の発言の反響は大きく、かつての支援者から抗議を受ける事態にまでなりました。私は改めて「赦す」ということについて考えることになりました。

「<sup>ゆる</sup>赦す」は、熊本県の職員の立場になって考えると、相手との壁が低くなり、話しやすくなる前向きの言葉です。しかし、緒方さんを支援してきた人達の立場になって考えると、水俣病の闘いを放棄した後ろ向きの言葉となります。「赦す」という言葉の普遍的な意味は何だろうと、私は「祈り」の意味と共に、考え続けてきました。はっきりした結論が出ないままRKKを定年退職した後の2012年12月、私が注目する出来事がありました。

水銀の使用を規制する国際的な条約の名前を、国は水俣条約とする案を示していました。これに対し水俣病被害者団体と市民グループは、条約の中身は水俣病の教訓を生かしていない、水俣病は終わっていないのに、水俣条約と命名することで水俣病の幕引きにするつもりではないかとして反対する声明を出しました。一方緒方正実さんは、水俣病資料館語り部の会の会長として賛成の意見を表明しました。賛成の理由は、水俣病は終わっていないからこそ水俣条約と命名するべきであるというのです。どちらも水俣病は終わっていない、水俣病を忘れさせてはいけないという認識では一致しているのに賛成と反対に分かれてしまいました。私にとっては驚く出来事でした。何が根本的に違っているのか、私なりに考えました。双方の大きな違いは「赦す」という言葉を、使うのか、使わないのかということではないかと思いました。反対した人達は、チッソ、国、熊本県について「赦す」という言葉は使いません。赦さないで責任を追究し続けていくという立場です。

さらに驚いた出来事が起こりました。水俣市議会も反対の意見書を可決したことでした。理由は、水俣の地名を入れると風評被害が続くというものでした。意見書は、水俣病のことを過去のことにしようとする多数派の議員の意向が反映されていました。私が注目したのは、水俣病を過去のことにしようとする水俣市議会議員の人達とその反対の活動をしている人達の結論が、水俣条約という命名に関する論議では結論が一致したことです。水俣病をめぐる動きの中で、一体何故こんなことが起こるのだろうか、私は驚くばかりでした。水と油とも言える人達の間では、共闘する為の話し合いさえ難しいのではないかと思えました。

緒方さんによりますと、『「赦す」と言う言葉は、すべてを赦し、何でも受け入れるという意味ではありません。対立の壁を低くして、間違っているところはきちんと指摘するという対等な位置に着くことを意味します』ということです。緒方さんの意味に沿えば、話し合いの場を作りやすくする為の言葉ではないのか、そして、闘いを放棄する後ろ向きの言葉ではなく、将来を築く為の前向

きの言葉であるとして捉えることができるのではないかと考えました。つまり「赦す」は、かつての「もやい直し」と同じ意味を持つのではないかと考えました。

「もやい直し」というのは、船のロープをくくり直すという意味です。対立し、バラバラになった市民の心を結び直すキーワードとして浸透していった言葉です。最初の政治決着の直前の1994年の水俣病犠牲者慰霊式で、当時の水俣市長である吉井正澄さんが、市政の責任者として公式の場で初めて謝罪した言葉の中にありました。しかし、水俣病被害の全体像が未だ明らかにされない現状では「赦す」が「もやい直し」と同じ意味として受け入れられるのは難しいと言えます。

緒方さんは、講話を聴いた人から「どうやって『赦す』ということにたどり着いたのですか」とよく質問されるという事です。その時、緒方さんは次のように答えています。

「いきなり『赦す』ことはできません。憎んで憎んで憎み通すことが条件です」

「赦す」の普遍的な意味について、私は、恨みや憎しみという自分の欲を昇華させることではないかと考えています。それは「祈り」と同じ意味ではないのか、今はそう考えるようになりました。

緒方正実さんは、天皇、皇后の両陛下にも直接水俣病は終わっていないことを伝えるなど脚光を浴び、闘いは終わっているように見えます。しかし、実情は決してそうではないと推察します。緒方さんは、多くの被害者に自分の気持ちの同意を求めようとは決して思っていないと話しています。それは、「赦す」という言葉を理解してもらえないのは当然だと考えているからです。又、大きな組織である行政は、いつでも「赦す」という言葉につけ込んで、自分達の思うように動かそうと仕掛けてきます。緒方正実さんの現状は孤闘です。孤闘は、孤独な闘いという意味です。認定を勝ち取る前と同じように、孤闘という厳しい状況が続いていると私は見えています。

ところで、水俣湾の埋め立て地には、野仏が沢山設置されています。水俣病患者や趣旨に賛同した人達が、水俣病の全面解決を祈って彫りました。緒方さんの「赦す」という言葉は、この野仏に込められている「祈り」と同じではないかと私は考えています。

最後に、水銀の使用規制に関する水俣条約の外交会議の開会式で、緒方さんが世界の人に向かって話した講話の一部をご紹介します。

「水俣病の被害者としてこの世に生まれてきて、さまざまな出来事と出会い、そして闘い、被害

に遭ってから 50 年目にして、2007 年に患者認定を受けました。同時に原因企業のチッソ株式会社から謝罪を受けました。さらには、私を 50 年間見捨て放置した熊本県知事からも謝罪を受けました。私は、ある意味突きつけられた思いの中に現在います。赦すのか、それとも一生赦さないのか、今度は私が謝罪に対して答えなければならないと思っています。あれから 6 年目を迎えた現在、原因企業のチッソや行政の努力に加え、私自身の必死の努力でチッソや熊本県を赦すことができる、そんな思いの中にいます。

ただ、多くの被害者に、私の気持ちの同意を求めようとは決して思っていません。重度の障害を背負い苦しみの人生を生き続けている被害者の中には、一生かけても赦すことができない人も当然いるでしょう。そして、水俣では今でも被害の救済を訴え裁判が続けられています。そんな闘いの真ただ中の被害者の人たちには、赦すという言葉は当然理解できないと思います。

しかし、私は水俣病から自身が学んだ教訓として「人間は正直に生きることが大切である」、このことを学ばせていただきました。そういう中、私自身が自分の人生に二度とあやまちをおこさないためにも、一人の水俣病被害者の思いの真実を皆様に伝えなければならないと思っています。同時に、決して赦すことのできない出来事であったとしても、相手の努力に加えて自分自身の努力によって、相手を赦すことが出来る場合があるということを私は世界中の皆様に訴えたいのです。

最後に伝えたいことがあります。私達の国は、太平洋戦争を経験しているにもかかわらず、豊かな暮らしを求め、取り返しのつかない公害水俣病や福島第一原子力発電所の事故を起こしてしまいました。これらのことを考えた時に水俣条約の採択に問われているのは、水銀の削減という現象的な事だけにとどまらなないと私は思います。

正直に間違いを認めることができない人間の心、傷つき殺されている人々を家族と思わない人間の心、そして、声を上げることさえできず、倒れていった人々、この世に生まれてくるはずだった多くの子供達、魚鳥など奪われた数多くの命をなかつたことに、忘れてしまおうとする人間の心が問われているのではないのでしょうか。

その反省から水俣条約を通じて水銀だけにとどまらず、豊かさの裏側にあるすべてに対して、このような過ちを二度と繰り返さないことを私達自身が、皆様にお約束したいと思います。

私は、悲惨な水俣病と出会い、人生を大きく変えられてしまいましたが、原因者の努力、行政の努力、世の中の努力に加えて、私自身の努力やこれまで支えてくれた多くの人達によって、現在、私にとって幸せを感じながら生きております。私から皆様へのメッセージです。

苦しいでき事や悲しいでき事の中には

幸せにつながっているでき事がたくさん含まれている。

そのことに気づくか、気づかないかでその人生は大きく変わっていく。

気づくには一つだけ条件がある。

それはでき事と正面から向かい合うことである<sup>3</sup>」

緒方さんの講話をどのように受け止められたのでしょうか。講話の中で「人間の心が問われている」という言葉が、私の心に響いています。来年は水俣病公式確認から60年を迎えます。未だに全面解決の見通しは立っていません。その中で、心の解決を発信している語り部の緒方正実さんとの交流の中で私が感じたことをまとめさせていただきました。水俣病について伝える機会を与えていただき感謝いたします。ありがとうございました。

(2015年3月14日 九州部会にて)

<注>

---

<sup>1</sup> 「孤闘～正直に生きる～」 p.157

<sup>2</sup> 「孤闘～正直に生きる～」 pp.378-379

<sup>3</sup> 2013年10月9日水俣市で開催された「水銀に関する水俣条約外交会議」の開会記念式典での緒方正実さんの講話より抜粋

<参考文献・その他>

緒方正美『孤闘—正直に生きる—』創想舎、2009年

関係者のインタビュー